

東京電力との勝訴的和解について（財物賠償）

H28.9.2

原告訴訟代理人 弁護士 村上重俊

1 事件名

東京地方裁判所 平成27年（ワ）第9688号 損害賠償請求事件
（民事第15部合議係 担当）

原告 アグロカネショウ株式会社

被告 東京電力ホールディングス株式会社

2 事件の概要

原告が、福島第一原子力発電所の南方約2kmの場所（大熊東工業団地内）に所有し、福島工場の用地として使用していた土地について、放射能汚染によって無価値になったとして、事故当時の時価相当額について賠償を求めた訴訟です。

3 賠償を求める土地の所在等

所在 双葉郡大熊町大字夫沢字東台

地番 259番3

地目 山林（現況地目：宅地）

地積 1万8721㎡

事故当時の固定資産税評価額 5182万2660円

4 提訴に至る経緯

被告は、土地の財物価値喪失による損害賠償について、土地の固定資産税評価額を1.43倍した金額を賠償するとの賠償基準を一方向的に立てて、被害者との賠償交渉を進めており、原告に対しても、この倍率で計算した7410万6403円しか支払うことができないと述べました。

しかし、原告が調査したところ、国税庁は、大熊東工業団地内の土地について、固定資産税評価額の2.7倍をもって課税価格と定めていたことが判明しました。

そこで原告は、固定資産税評価額の2.7倍である1億3992万1182円、

弁護士費用1400万円及びこれらに対する平成27年2月17日から完済まで年5%の割合による遅延損害金の支払を求めて、平成27年4月7日、上記1の訴訟を提起しました。

5 遅延損害金の起算日を平成27年2月17日とした理由

本件は、不法行為に基づく損害賠償請求であり、事故日である平成23年3月11日以降の遅延損害金を請求することができます。

しかし、原告の場合、提訴より前の平成24年11月13日に、遅延損害金を貰う代わりに電気料金を支払わないことにする旨の相殺通知を東京電力に対し行っており、実際に、その後平成27年1月まで約2年3か月にわたり、電気料金の支払をとりやめておりました。

その結果、平成27年2月16日までの遅延損害金は回収済みとなっていたため、同年2月17日以降の遅延損害金のみを訴訟で請求したものです。

6 訴訟における被告の主張

訴訟においても、被告は、固定資産税評価額の1.43倍すなわち7410万6403円が正しい賠償価格であると言って譲らず、上記4の国税庁の定めも、本件には適用されないと主張しました。

そこで、裁判所が不動産鑑定士に鑑定を委嘱したところ、1億1794万2300円という、原告の請求額に近い鑑定結果となりました。

今回の和解は、この鑑定価格に、弁護士費用と遅延損害金を上乗せした金額を、被告が原告に対し和解金として支払うという内容です。

7 和解内容（本日午後4時50分開始の和解期日において成立〔予定〕）

被告は、原告に対し、裁判所の鑑定評価額に弁護士費用及び遅延損害金を加算した本件和解金1億3795万0556円を支払う。

8 本件に関するお問合せ先

村上法律事務所 弁護士 村上重俊（電話03-3585-5500）

以上